

**令和8年度 阪南市立小学校・中学校
会計年度任用職員（一般事務補助員（校務事務））
登録者選考面接実施要項**

令和8年1月
阪南市教育委員会

この選考面接は、阪南市立小学校・中学校に配置する会計年度任用職員（一般事務補助員（校務事務））登録にあたり、その選考資料とするため実施するものです。

1. 職種及び受験資格

職種	勤務形態	受験資格	
		資格等	その他
一般事務補助員（校務事務）	A	特になし	*阪南市立小学校・中学校の管理運営に理解があり、子どもたちのために働く熱意を有する方。 *地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。
	B	特になし	

2. 申込受付（※郵送不可）

- ①日 時 令和8年1月6日（火）～1月23日（金）
午前9時00分～午後5時15分（閉庁日を除く）
②場 所 阪南市教育委員会事務局 教育総務課（阪南市役所2階 26番窓口）
③必要書類 履歴書（任意様式・写真貼付）
※履歴書は、返却しません。

3. 面接

- ①日 時 令和8年2月2日（月）又は4日（水）
※日時は「受験票」に記載
※上記日程での面接が困難な場合は、要相談
②場 所 阪南市役所 別棟2階 第4会議室
③場 時 面接時刻の10分前には、面接会場前の椅子に掛けてお待ちください。
④方 式 個人面接
⑤携 行 品 受験票・筆記用具
⑥結果発表 令和8年2月下旬予定（全受験者へ郵便で通知）

4. 給料・勤務条件等

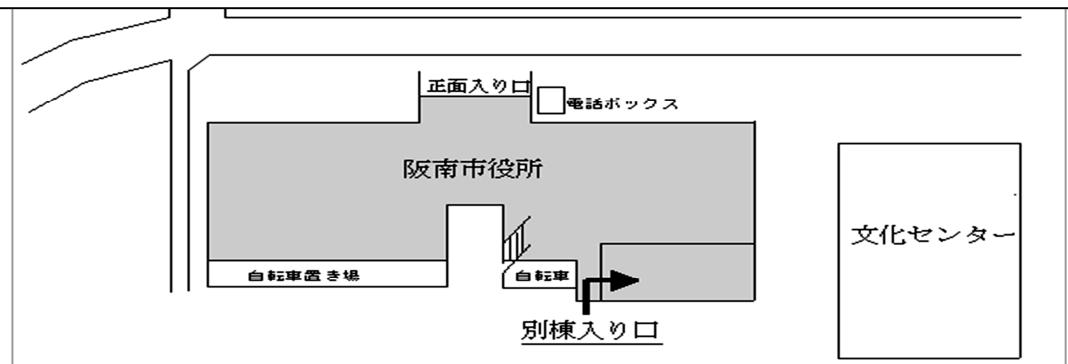
別紙「令和8年度 阪南市立小学校・中学校会計年度任用職員（一般事務補助員（校務事務））登録者募集要項」参照

5. その他

- ① 申込内容等で不実記載が判明した者については、任用を取り消すことがあります。
- ② 受験票は試験当日必ず持参してください。
- ③ 申込後、受験できなくなった場合、すみやかに下記まで連絡願います。

連絡先 阪南市教育委員会事務局 教育総務課
TEL 072 (471) 5678 (市役所代表) 内線 2520
072 (489) 4540 (教育総務課直通)

当時は、面接時刻の10分前には会場(第4会議室)前の椅子に着席してください。
第4会議室は、庁舎山側の別棟入口を入ってすぐの階段をのぼると、右側にあります。



**令和8年度 阪南市立小学校・中学校
会計年度任用職員（一般事務補助員（校務事務））登録者募集要項**

阪南市教育委員会

阪南市教育委員会では、「令和8年度 阪南市立小学校及び中学校会計年度任用職員（一般事務補助員（校務事務））登録者」として、阪南市立小学校・中学校の管理運営に理解があり、子どもたちのために働く熱意を有する方を募集します。

[選考を経て登録者名簿に登載された方より、雇用必要数に応じて、任用（採用）いたします。]

資格要件について

○地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

【欠格条項】

- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

業務内容等について

○阪南市立小学校及び中学校での軽作業、行事の補助、来客時接待等の業務です。

- 学校内外の清掃業務、植栽（植木や花壇）の手入れ作業
- 施設や備品等の軽易（簡単）な補修作業
- 冷暖房器具の準備、保管の補助作業
- 入学式、卒業式、運動会等の学校行事活動の補助
- 来客時の接待（お茶の準備、片付け等）

上記に掲げるもののほか、校長が必要と認める職務があります。

○勤務についての条件は次のとおりです。

	小学校・中学校勤務の会計年度任用職員（一般事務補助員（校務事務））
勤務時間	基本 午前8時～午後4時15分（休憩時間60分） 始業時刻及び終業時刻ほか詳細は、校長の指示に従ってください。 ※配置された学校の実態に応じ、時間が変更となる場合があります。
勤務日	A勤務：隔週で、月曜日～水曜日（週3日）と月曜日～火曜日（週2日） B勤務：隔週で、木曜日～金曜日（週2日）と水曜日～金曜日（週3日） 学校休業日を除きます。ただし、行事により土・日・祝日勤務の場合があります。
勤務場所	阪南市内の公立小学校・中学校のいずれか
報酬等	時給 1,335円 ※期末手当の支給はありません。
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 *勤務実績に応じて再度任用される場合があります。

休 暇	<ul style="list-style-type: none"> ① 有給休暇（新規任用の場合、年間5日）があり、1時間を単位として取得できます。 ② 特別休暇 条件を満たしている場合、あります。
交 通 費	支給対象外です。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ① 労働者災害補償保険(労災)を適用します。 ② 健康保険、厚生年金、雇用保険は加入対象外です。 ③ 阪南市役所での兼職は禁止です。（當利企業への従事制限はありません。） <p>* 任免及び配置校の決定は、教育委員会が行います。ただし、教育委員会が校務員としてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めたとき、任期中においても解職することができることとします。</p> <p>* 用務員は、職務遂行上知り得た児童・生徒等の個人情報はもとより、学校運営等に関して知り得た情報は、一切第三者に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様とします。</p>

*その他、勤務条件について、協議を要するときは、教育委員会と校長とで協議いたします。